

平成26年度の流山市市民参加条例の運用  
に関する評価及び改善について（答申）

平成27年10月

流山市市民参加推進委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	平成26年度の市民参加条例の運用に関する評価について	2
3	市民参加条例の運用の改善について	4
4	今後に向けて	5

## 1 はじめに

流山市市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）は、流山市自治基本条例第16条に基づき、市民等の市政への参加（以下「市民参加」という。）の手續等を定め、市民参加を保障するための条例として、平成24年6月に制定され、3年が経過した。

流山市市民参加推進委員会（以下「市民参加推進委員会」という。）は、市民参加を推進するため市民参加条例第23条の規定に基づき設置され、平成27年4月に市長から、平成26年度の市民参加条例の運用に関する評価及び改善についての諮問を受けた。

本年は、過去に市長に対して答申した内容を踏まえ、市民参加条例の運用に係る評価項目と評価基準を示した評価シートにより、関係部署14課がどのように市民参加条例を運用したのかに着目してヒアリングを実施し、慎重に審議を行い、現状を評価するとともに今後の課題について以下のとおり意見をまとめた。

## 2 平成26年度の市民参加条例の運用に関する評価について

本年度の市民参加推進委員会は、平成26年度で事業を終了し市民参加条例の対象となった26事業について、昨年度の評価シートを継続して使用し、市民参加の方法の選択、スケジュール、事業内容の市民への情報提供、改善点の4項目について、関係部署14課から提出された説明資料を基にヒアリングを行い、慎重に審議して評価した。

その結果、対象となった26事業については、市民参加条例の規定に基づいて適正に運用されていたと評価する。

しかしながら、一部事業で、参加方法の選択、市民参加のスケジュール、情報提供のあり方に改善や工夫がさらに必要であると指摘する。(各事業の評価については、附属資料のとおり)

なお、平成26年度に対象となった事業の各評価項目の総評については、次のとおりである。

### (1) 市民参加の方法の選択について

市民参加の方法については、当該事業の対象者に合わせて複数の方法を選択しており、概ね適正と判断するが、選択した市民参加の方法によっては市民等からの意見等が少なかった対象事業が見受けられた。これについては、選択した市民参加の方法が適正だったのか等検証する必要がある。

## (2) 市民参加のスケジュールの妥当性について

平成26年度対象事業の市民参加の方法に合わせたスケジュールの設定は、概ね妥当と評価する。

ただし、意見交換会等を実施した事業のうち、一部において、参加人数が極端に少ない対象事業があった。これは、広報やホームページ等で開催について周知をしてから意見交換会等を開催するまでの期間、開催時期、時間等が非常に短いため、市民等に周知が不足していたことによると思われる。

そのため、日頃から市民のニーズ（参加しやすい時期、期間、場所等）を把握し、スケジュールを検討されたい。

## (3) 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

情報提供については、市民向けにツイッターやフェイスブックといった新たな情報発信の方法の採用や、事業名については、昨年度までのような、読むのも苦痛になるような長い名称は改善され、市民にも解りやすい名称を使用するなど、創意工夫や改善努力が見られた。

しかし、よりいっそうの改善が求められる部分も残った。

例えば、パブリックコメントの閲覧資料（閲覧図書）には、市民等に分かりにくい表現（専門用語や行政用語）が使用されており、対象事業の内容が市民等にどのように関係してくるのか理解されにくいものもあった。

そのため、閲覧資料については、具体的に対象事業が市民等にどのような影響を及ぼすのか等に留意して作成し、市民等に分かりやすく情報提供を行う必要が大いにある。

### 3 市民参加条例の運用の改善について

平成26年度市民参加対象事業の26事業の評価を通じて浮かび上がった今後に向けての改善点は、大きく分けて2つある。それはスケジュール及び情報提供のあり方の問題である。

スケジュールについては、国等からの情報提供を受ける時期が遅れることにより、市独自で時間的余裕を持ったスケジュールを組むことが難しいことから、限られた期間内で実施可能な市民参加の方法を選択している場合がある。

そのため、市民参加条例の運用が形式的なものにならないように積極的に国等の動向を注視しながら、常に市民等に対し情報を発信し、市民等の側に立った市民参加の方法を選択し、タイトなスケジュールとなっても意見を聞けるよう市民の関心を高めておくことも必要である。

情報提供について、市民等に情報が適切に伝わるためには、情報提供の手段、提供先の選定に加え、伝えようとする情報が一般の市民にとって分かりやすいものであることが必要条件となる。

市民参加に有効な手段であるパブリックコメントを実施する場合、パブリックコメントの閲覧資料については、市民等に分かりにくい表現（専門用語や行政用語）を避けるとともに、対象事業の主旨、背景、市民生活に具体的にどのような影響があるのかを説明し、何について意見を求めるのか明確にする等、市民等が理解しやすく意見を述べやすいように工夫することを心がけられたい。

なお、意見交換会や公聴会等での配布資料についての同様の配慮を求めたい。

## 4 今後に向けて

「市民参加条例」が制定されてから3年が経過したが、当市の市民参加の現状は必ずしも満足できる状況にあるとは言えない。このため、実際の運用に於いて試行錯誤を繰り返しながら、毎年少しずつでも改善を積みあげてゆく必要がある。

市民参加推進委員会は、今年度新たな委員構成となり、答申の対象である26事業の評価を行った。26事業には、全市民等が対象となる事業のみならず、対象者が絞られる専門性の高い事業もあるため、対象者に合わせて市民参加の方法を選択して運用していたが、結果として、意見交換会等の出席者数、パブリックコメントによる意見提出数が少ない状況があった。

このことは、対象事業への市民等の関心の低さによるものも考えられるが、その大きな要因として、市民等が参加しやすいスケジュールの設定が適切になされていないこと、また、対象事業についての市民等（対象者）への情報提供方法（特に、閲覧資料等の表現）に問題があることが挙げられる。

市民参加条例は、市民等の市政への参加を保障するものであるため、スケジュール設定や、対象事業に関する情報提供方法については、行政の都合ではなく、市民の声を市政に反映させることを強く意識することが大切である。

そのため、市職員は各自が、市民参加条例の目的を深く理解し、市民参加しやすい情報提供のありかたについて日々研究し、適切に運用することを心がけてほしい。

最後に、市民参加推進委員会は、市民自治によるまちづくりをさらに推進するために、市が市民参加条例の趣旨を十分理解した上で、全職員一丸となり、一層の自覚を持って、その運用に努めることを強く望むものである。

流山市市民参加推進委員会

委員長	井原	久光
副委員長	吉永	明弘
	秋山	ちなみ
	今村	文希
	上平	慶一
	国府田	誠
	野路	丞一
	森	達也
	山中	有紀
	和田	登志子